

## 公立大学法人福井県立大学の公益通報者保護法に関する通報処理規程

令和2年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第3号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

2 法人における公益通報者の保護等の取扱いに関しては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規程において「法令違反等」とは、法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。

2 この規程において「公益通報者」とは、法令違反等を行った、行っているまたは行おうとしていると通報した職員（派遣契約その他契約に基づき法人の業務に従事する者を含む。）をいう。

3 この規程において「被公益通報者」とは、法令違反等を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された役員、職員、代理人その他の者をいう。

(公益通報処理責任者および公益通報処理管理者)

**第3条** 法人に公益通報処理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 法人に公益通報処理管理者（以下「管理者」という。）を置き、内部統制システム推進担当の理事をもって充てる。

3 管理者は、公益通報に関する処理を総括し、公益通報の処理の状況について、定期的に、または随時に理事長および監事に報告するものとする。

(公益通報窓口)

**第4条** 法第3条第1号に規定する公益通報および公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）に対応するため、経営企画部および学外の法律事務所に公益通報窓口を置く。

2 公益通報窓口を担当者を置き、経営企画部の職員または前項に規定する法律事務所の弁護士をもって充てる。

3 前2項の規定にかかわらず、公益通報窓口の担当者が被公益通報者となる場合には、管理者を公益通報窓口とする。

(公益通報等の方法)

**第5条** 公益通報窓口への公益通報等は、電話、書面（電子メールおよびFAXを含む。以下同じ。）または面会により、実名により行うものとする。

2 法人の役員または公益通報窓口の担当者以外の職員が、公益通報等を受けたときは、速やかに公益通報窓口連絡し、または公益通報窓口へ公益通報等するように助言しなければならない。

3 職員は、書面により公益通報等をしようとする場合は、公益通報書（兼相談票）（別記様式）を提出するものとする。

(公益通報の受理等)

**第6条** 公益通報窓口において公益通報を受けたときは、速やかに、その旨を理事長および管理者に報告し、理事長は、公益通報として受理するか否かを決定するものとする。

2 公益通報窓口において公益通報に関する相談を受けたときは、必要に応じ、その内容を管理者に報告するものとする。

(調査)

**第7条** 理事長は、必要に応じ、通報された内容に関する事実関係の調査を、管理者に指示するものとする。

2 理事長は、前項の規定によりがたいと認められる場合においては、利益相反とならない役員、職

員またはその他の関係者で構成する調査委員会を設置し、通報された内容に関する事実関係の調査を行わせることができる。

3 第1項に規定する調査の指示を受けた管理者および既設の委員会ならびに前項に規定する調査委員会は、その調査結果を遅滞なく、理事長に報告しなければならない。

(協力義務)

**第8条** 役員および職員は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、前条に規定する調査に協力しなければならない。

(是正措置)

**第9条** 理事長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

**第10条** 理事長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を科することができる。

(フォローアップ)

**第11条** 理事長は、管理者に対し、第9条に規定する是正措置および再発防止措置が十分に機能しているか、ならびに公益通報者が不利益な取り扱いを受けていないか等を確認するため、必要に応じてフォローアップを行わせることができる。

(公益通報者等の保護)

**第12条** 理事長は、職員が公益通報等したことを理由として、当該職員に対して解雇（派遣労働者または請負契約その他の契約に基づき法人の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除。）その他いかなる不利益取扱いも行つてはならない。

2 理事長は、職員が公益通報等したことを理由として、当該職員の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、当該職員に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った職員がいた場合には、就業規則に従って処分を科することができる。

(通知)

**第13条** 理事長は、書面により公益通報を受理した場合は、当該公益通報者に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。

2 理事長は、公益通報窓口において公益通報を受けた日から20日以内に、調査を行うかどうかを通知するものとする。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

3 理事長は、調査を実施したときは、当該公益通報者に対して、被公益通報者のプライバシーに配慮しつつ、調査結果および是正措置を、遅滞なく通知するよう努めなければならない。

(不正目的の通報)

**第14条** 職員は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の公益通報を行つてはならない。理事長は、第7条の規定に基づく調査の結果、そのような公益通報であったことが判明した場合は、当該公益通報者に対し、法人の規定等または関係法令に基づき必要な措置を講じることがある。

(秘密保持)

**第15条** 公益通報等の業務に携わる者または携わつた者は、公益通報等の内容および事実関係の調査で知り得た秘密を漏らしてはならない。公益通報等の業務に携わらなくなった後も、同様とする。

(他の規程との関係)

**第16条** 次の各号に掲げる事案については、当該規程の定めるところにより対処するものとする。

(1) 公立大学法人福井県立大学研究活動上の不正行為の防止および対応に関する取扱規程に規定する事案

(2) 公立大学法人福井県立大学研究費の不正使用防止に関する取扱規程に規定する事案

(3) 公立大学法人福井県立大学ハラスメントの防止等に関する規程に規定する事案

(本学学生への準用)

**第17条** 前条までの規定は、本学学生について準用する。

(雑則)

**第18条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

#### **附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。